

静岡社会健康医学大学院大学修学資金 Q & A

<令和3年8月31日現在>

Q：どのような場合に制度を利用できますか？

A：大学院大学の学生であって、大学の課程修了後、静岡県内で医療、保健、福祉関係の業務（以下「医療等の業務」）に従事しようとする方が貸与の対象となります。
このため、修了後、県外の勤務地で従事することが明確な方は対象外です。
また、勤務先から大学院大学における修学のための奨学金を受けるなど、勤務先が学費を負担することで、学生本人に学費の負担が生じない場合は対象外となります。

Q：年度途中でも申請は可能ですか？貸与額はどうなりますか？

A：年度当初に、当該年度分の申請を受け付けますが、申請書の提出期限後でも申請は可能ですので、静岡県健康政策課までご相談ください。
貸与額は年額となり、経過分の減額はありません。
なお、通常であれば年額を2期に分け、5月中旬、10月中旬に貸与しますが、年度途中の申請の場合は貸与時期が遅くなりますので、御了承ください。

Q：2年目からでも利用できますか？

A：できます。
ただし、貸与額は1年分に限られます（2年間で修了する場合）。
また、貸与期間が1年でも2年でも、返還債務の免除に必要な従事期間は5年間となりますので、注意してください。

Q：長期履修制度を利用する予定ですが、貸与額は変わりますか？

A：長期履修制度を利用し、在学期間を変更する場合でも、授業料は標準修業年限（2年）分となるため、貸与額は変わりません。

Q：返還債務の免除について教えてください。

A：大学院大学の課程を修了した後、静岡県内で医療等の業務に継続して5年間従事することで返還債務が免除されます（貸与規則第9条「当然免除」）。
従事期間は月単位で計算するため、勤務先を変更（転職）する場合は、元の勤務先の退職月の翌月末までに新たな勤務先での勤務を開始してください。
なお、医療等の業務に従事する5年間は毎年、「地域還元活動実施報告書」（様式第6号）の提出が必要です。

Q：医療等の業務に5年間従事できない場合、修学資金は全額返還する必要がありますか。

A：返還債務の免除に係る従事期間が5年に満たない場合であっても、2年以上従事した場合は、返還債務の一部免除の申請が可能です（貸与規則第11条「裁量免除」）。
免除額の計算方法は以下のとおりです。

$$\text{免除額} = \text{貸与額} \times \left\{ \frac{\text{従事月数}}{\text{貸与月数} \times 5 / 2} \right\}$$

※小数点以下は切り捨て

※貸与月数が24月未満の場合でも24月で計算

[参考：就業期間別の免除額・返還額の試算]

	貸与額	従事期間	免除額	返還額
例1	120万円	2年(24月)	48万円	72万円
例2	120万円	4年(48月)	96万円	24万円
例3	60万円	2年(24月)	24万円	36万円

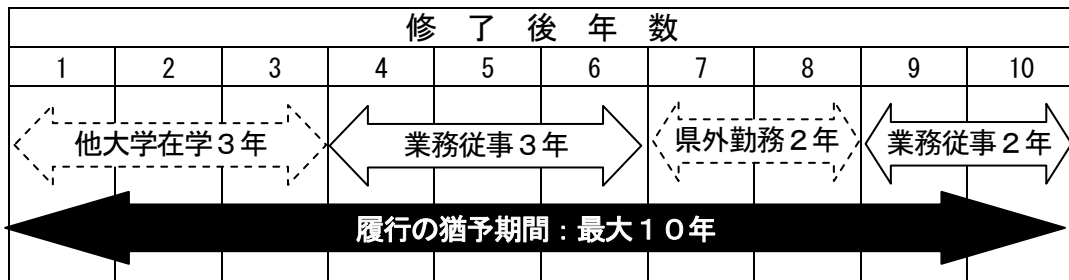
Q：返還債務の履行の猶予について教えてください。

A：以下に該当する場合は、修学資金の返還債務の履行が猶予されます。

- ・ 大学院大学修了後、
 - ① 県内において医療等の業務に従事している間。
 - ② 職場の都合で転勤し、県外で医療等の業務に従事している間。
 - ③ 他の大学において修学している間。
- ・ 貸与契約解除後も引き続き大学院大学に在学している間。

なお、履行の猶予期間は最大10年間です。返還債務の免除を希望するのであれば、この間に県内で医療等の業務に5年間従事する必要がありますので、注意してください。

[参考：返還免除を受けるための業務従事シミュレーション]



※最長5年間中断が可能（破線部分）

Q：修学資金を返還する場合は、いつまでに返還する必要がありますか？

A：返還が必要となった日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還しなければなりません。返還の猶予を受けた期間がある場合は、この期間を合算します。

Q：修学資金の返還に利息はかかりますか？

A：県が指定した期日までに貸与額を返還した場合、利息はかかりません。

期日までに返還しなかった場合は、未返還の金額に対し、年10.75%の延滞利息がかかります。

Q：休学、停学の取扱いについて教えてください。

A：休学するとき、または停学の処分を受けたときは、その翌月から修学資金の貸与は行いません。既に貸与した分があるときは返還を求めず、復学した日の翌月以降の分として貸与されたものとみなします。